

公の施設(指定管理者施設)のあり方検討調査表

施設名	愛媛県女性総合センター
-----	-------------

1. 施設の概要

所在地	松山市山越町450番地	所管課	男女参画課
設置年月	昭和62年11月 (施設設置後 21年5月経過(平成21年4月1日時点))		
指定管理者名	財団法人えひめ女性財団	県の出資額 (出資割合)	1,000,000 千円 (100.0%)
施設の内容	多目的ホール(定員300人)、研修室、視聴覚室、レクリエーション室、和室、茶室、会議室、作業室、女性団体連絡室、図書情報資料室等 駐車場(乗用車40台)		
	施設の規模・構造等 [敷地面積] 4,983.90 m ² [延床面積] 4,559.56 m ² [構造] 鉄筋コンクリート(一部鉄骨鉄筋コンクリート)地上3階、地下1階 入居する機関・団体名 愛媛県消費生活センター 財団法人えひめ女性財団		

2. 施設設置の経緯等

施設設置の経緯	昭和58年1月 「地域主義県政の展開」(「新しい県政の方向と政策」...婦人総合センターの整備) 昭和58年3月 「地域主義県政の展開」(「主要施策」...婦人総合センターの建設) 昭和59年3月 「婦人総合センター調査研究委員会」設置(学識経験者、婦人団体等代表者で構成) 昭和60年3月 「婦人総合センター建設に関する報告書」提出 昭和60年4月 「婦人総合センター建設基本計画策定検討班」設置(庁内組織) 昭和61年1月 「婦人総合センター建設基本計画」報告 昭和61年5月 愛媛県婦人総合センター地質調査・新築工事設計委託 昭和61年8月 道路整備、敷地整備完了 昭和61年10月 起工式 昭和62年10月 社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団へ管理運営を委託 昭和62年11月 愛媛県婦人総合センター開館、落成式 (平成3年4月 「愛媛県女性総合センター」に名称変更 財団法人えひめ女性財団へ管理運営を委託)
根拠法令等 又は関連する 計画・構想等	「地域主義県政の展開」(「新しい県政の方向と政策」...婦人総合センターの整備)(前掲) 「地域主義県政の展開」(「主要施策」...婦人総合センターの建設)(前掲) 「婦人総合センター建設に関する報告書」(前掲) (愛媛県男女参画推進条例(平成14年愛媛県条例第10号) 県民等及び市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号) 配偶者暴力相談支援センターとしての機能)
施設設置に係る 総事業費	1,574,630 千円

3. 施設の目的及び効果等

<p>施設設置の目的等 (手段と意図)</p>	<p><u>手段</u> (どうすることにより・何を提供することにより)</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の理念に基づいた専門講座及び公開講座等の開催 (初級者向け、子育て期女性向け、男性向け、地域リーダー向けなど焦点を絞り開催) 配偶者暴力相談支援センター機能を含む相談事業(相談員、臨床心理士、弁護士) 施設提供(活動内容に応じた施設の提供) 男女共同参画推進条例に基づく苦情処理機関の運営(受付、補足調査) <p><u>意図</u> (どのような状態にしたいのか)</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画についての認識を深めてもらう。 各種活動を通じた女性のエンパワーメント実現によって、男女共同参画社会の形成に資する人材を育成 困難な立場に置かれた相談者の状況改善 																														
<p>施設設置の効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> 過去に施設で実施した啓発事業(えひめ女性大学、エンパワーメントカレッジなど)の受講者から、地域のリーダー的役割を担う人材(主として女性)が出ている。 施設で実施する事業、その募集PRや、実施状況の報道などを通じ、男女共同参画に関する県民への啓発に貢献している。 施設利用者数、相談者数は、この数年増加あるいは高水準で推移しており、施設が広く県民に活用されている。 <p>《施設利用者数の推移》 「5 施設の利用状況」参照 《相談件数の推移》</p> <table border="1" data-bbox="437 1115 981 1279"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般相談</td> <td>2,089</td> <td>2,686</td> <td>2,755</td> <td>2,955</td> <td>3,353</td> </tr> <tr> <td>心理相談</td> <td>65</td> <td>146</td> <td>157</td> <td>161</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>弁護士相談</td> <td>175</td> <td>174</td> <td>170</td> <td>173</td> <td>169</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,329</td> <td>3,006</td> <td>3,082</td> <td>3,289</td> <td>3,762</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 一般相談の利用者であっても、必要と判断される場合は、施設で実施する専門相談(心理相談、弁護士相談)を受けられるようにするなど、相談者の状況に応じたきめ細かな対応を行っている。 		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	一般相談	2,089	2,686	2,755	2,955	3,353	心理相談	65	146	157	161	240	弁護士相談	175	174	170	173	169	計	2,329	3,006	3,082	3,289	3,762
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																										
一般相談	2,089	2,686	2,755	2,955	3,353																										
心理相談	65	146	157	161	240																										
弁護士相談	175	174	170	173	169																										
計	2,329	3,006	3,082	3,289	3,762																										

4. 施設を取り巻く環境の変化

<p>施設設置当初と比べた環境の変化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本県より先に施設を設置していたのは7県だけであったが、現在では45都道府県が設置している。 施設設置目的について、国、地方公共団体の施策を表す語句が、「婦人」「女性」「男女共同参画」と変化してきている。 男女共同参画社会基本法制定(H11.6)以降、愛媛県男女共同参画推進条例(H14.3)の制定、愛媛県男女共同参画計画(H13.5、H18.3中間改定)の策定により、県の施策における施設の位置付けが明確にされた。 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(H13.4制定、H16、H19一部改正)により、同法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」に指定された。(H14年度～)
<p>今後予想される環境変化</p>	<p>少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現は、緊要な課題であり、かつ21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられている。(男女共同参画社会基本法の前文より)</p> <p>女性総合センターは、本県の男女共同参画社会形成に向けた取組みの拠点となる施設であり、今後ともその必要性、重要性に変わりはないものと思われる。</p>

5. 施設の利用状況

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度(見込)	参考事項															
利用者数の推移 (人)	50,640	54,311	62,173	60,545	63,000	貸館施設の合計															
利用料金収入 の推移 (千円)	4,525	7,164	8,328	9,052	9,000																
施設の 内容ごとの 利用率 (19年度実績ベース)	施設の内容		年間利用率等		左記利用率等の算出方法等																
	多目的ホール 第1研修室 第2研修室 視聴覚室 レクリエーション室 和室 茶室 円卓会議室 第1会議室 第2会議室 作業室 女性団体連絡室 図書情報室		81.4% 59.7% 49.5% 13.6% 95.9% 72.5% 32.5% 21.0% 52.9% 47.5% 55.3% 84.1% —		(算定方法) $\frac{\text{施設利用日数}}{\text{年間開館日数(295日)}}$ (施設利用日数) 240日 176日 146日 40日 283日 214日 96日 62日 156日 140日 163日 248日 年間 4,097人利用 (自由利用の施設であるため正確な利用率は把握していない。)																
利用の傾向等	「施設の設置目的に対する実際の利用状況」の視点																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目的内</th> <th>目的外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合</td> <td>約 70 %</td> <td>約 30 %</td> </tr> </tbody> </table> (推計)							目的内	目的外	割合	約 70 %	約 30 %									
	目的内	目的外																			
割合	約 70 %	約 30 %																			
(傾向) 男女共同参画の周知度が高まってきているに伴い、研修事業において新規参加者の割合が増えている。 DVをはじめとする相談内容が複雑化・多様化する中で、数多くの相談が寄せられており、相談機能の活用性が高まっている。 近年、研修事業への参加や貸館利用において、特に子供連れの利用者が増加しており、幅広い年齢層の利用が見られる。また、利用者に占める男性の割合も徐々に高くなってきている。																					
「特定の地域や団体等への偏りの有無」の視点																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">(内 訳)</th> <th rowspan="2">県外</th> </tr> <tr> <th>県内</th> <th>東予</th> <th>中予</th> <th>南予</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合</td> <td>約 98 %</td> <td>約 10 %</td> <td>約 80 %</td> <td>約 10 %</td> <td>約 2 %</td> </tr> </tbody> </table> (推計)							(内 訳)				県外	県内	東予	中予	南予	割合	約 98 %	約 10 %	約 80 %	約 10 %	約 2 %
	(内 訳)				県外																
	県内	東予	中予	南予																	
割合	約 98 %	約 10 %	約 80 %	約 10 %	約 2 %																
(傾向) 貸館においては、市外あるいは県外からの利用、問合せが増えつつある。 利用団体・グループについては、約7割程度がリピーターであると思われる。																					

6. 行政サービス水準の確認

他県(中四国各県)における同種又は類似の施設設置状況	県名	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	高知
	県立の同種又は類似施設の有無	有	有	有	有	無	有	有	有
	(有の場合) 施設名	鳥取県男女共同参画センター	島根県立男女共同参画センター	岡山県男女共同参画推進センター	広島県女性総合センター		徳島県立男女共同参画交流センター	かがわ男女共同参画相談プラザ	こうち男女共同参画センター
管理運営体制(直営・指定管理)	直営	指定管理	直営	その他		指定管理	直営	指定管理	
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県は、県の施設を財団法人広島県女性会議(県、女性団体が出資)に無償貸与している。 ・山口県は、民間(財団法人山口県婦人教育文化会館...県の出資なし)が施設を設置している。 ・全国では、本県を含む45都道府県が施設を設置(うち3県は複数施設を設置)している。 								
県内の類似・代替施設等の設置等の状況	県立施設等			市町立施設等			民間施設等		
	【貸館機能】 県民文化会館 総合社会福祉会館 生涯学習センター 生活文化センター 等 【相談機能】 婦人相談所 東予地方局地域福祉課 南予地方局地域福祉課			松山市男女共同参画推進センター(コムズ) 新居浜市女性総合センター(新居浜ウィメンズプラザ) 【相談機能】 松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市各婦人相談担当課 【貸館機能】 市町中央公民館、文化施設 等					
上記内容を踏まえた上で現在の行政サービス水準に関する考察	<ul style="list-style-type: none"> ・他県においても同様の施設が設置されており、平均的な水準である。 ・貸館施設は、他にも多くあるが、市内中心に立地し、適当な規模(余り大き過ぎない)と安価な料金、駐車場無料などの条件を具備した施設はほとんど見当たらない。 ・行政機関が開庁している土曜、日曜にも一般相談を実施しており、行政機関が開庁している月曜を休館日としている。 ・県内で類似施設を設置しているのは2市のみであり、県内全域で男女共同参画社会形成に向けた取組みを推進していくうえで、市町の施設だけでは不十分である。 								

7. 施設の運営コスト

区分	施設の管理運営に要した経費 合計		左記の積算	
(施設設置～) H16まで	約	1,360,000 千円	〔平均的な 年間経費〕 約	80,000 千円 × 〔経過 年数〕 17 年
年度	委託料(千円)	その他、施設の管理運営に要する費用		
		合計金額(千円)	左記の内訳及び項目ごとの金額(千円)	
H17 (予算額)	92,652	1,575	吸収式冷温水発生機(1号機)の修繕 1,575千円 (溶液スプレーポンプ、溶液、クリーナエレメントの交換修理)	
H18 (協定額)	67,702	1,460	吸収式冷温水発生機(2号機)及び空気調和機の修繕 1,460千円 (2号機往管、空気調和機の熱交換器等の交換修理)	
H19 (協定額)	64,341	—		
H20 (協定額)	63,216	1,365	吸収式冷温水発生機(1号機)の修繕 1,365千円 (溶液スプレーポンプ、溶液ろ過装置の交換修理)	

8. 施設が廃止された場合(「県立」でなくなった場合)を含む)の県民生活への影響

施設が廃止された場合

- 施設を利用している団体、個人が行っている各種活動の実施場所確保が困難となり、活動継続に影響する。
- DVをはじめ、男女共同参画に関する相談機関の1つが廃止され、相談を必要とする県民に支障が生じる。
- 県民等や市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を失うため、本県における男女共同参画推進に関する気運、取組みが後退するおそれがある。

施設が県立でなくなった場合

- 設置後20年以上を経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、修繕・更新等の経費を利用料金への転嫁という形で利用する県民に負担を求めざるを得なくなるほか、最悪の場合、施設廃止に至る可能性がある。
- 施設の譲渡先によっては、現在指定管理委託料の中で実施している相談、啓発といった県の男女共同参画推進に関する施策が実施できず、現在の受益レベルを維持できなくなる可能性がある。

9. 施設の見直しに当たっての課題等

- 愛媛県男女共同参画推進条例で、「県民等及び市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設」として位置付けられているため、施設を廃止する(又は県立でなくなる)場合は、愛媛県男女共同参画推進条例の見直しが必要。
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく「配偶者暴力相談支援センター」として指定されているため、その解除のための協議が必要。
- 整備に際し、女性団体等で構成する委員会から多目的ホールの緞帳の寄附を受けており、施設を廃止する場合はあらかじめ女性団体等の了解を得る必要がある。
- 国が緊要かつ最重要課題と位置付けている男女共同参画社会の実現に向けた取組みの後退と受け取られる可能性があり、県民への説明が必要。